

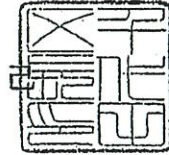


千代田区告示第119号

附置義務駐車場特例に関する地域ルール適用開始
及び対象地区の変更について

平成18年9月21日

千代田区長 石川 雅



千代田区駐車場整備計画に係る地域ルール策定に関する要綱（平成16年2月16日16千環環発第292号区長決裁）第7条第1項の規定に基づき策定した附置義務駐車場特例に関する地域ルールについて適用開始日を決定するとともに対象地区を変更したので、同項の規定に基づき下記のとおり告示する。

記

1 適用開始日の決定

(1) 対象地区

平成16年9月22日千代田区告示第96号により告示した地域のうち斜線部分

(2) 適用開始日

本告示の日から適用する

2 対象地区の変更（追加）

(1) 対象地区

別添図—1の「対象地区として拡大するエリア」のとおり

(2) 適用開始日

本告示の日から適用する

(3) 地域ルールの内容

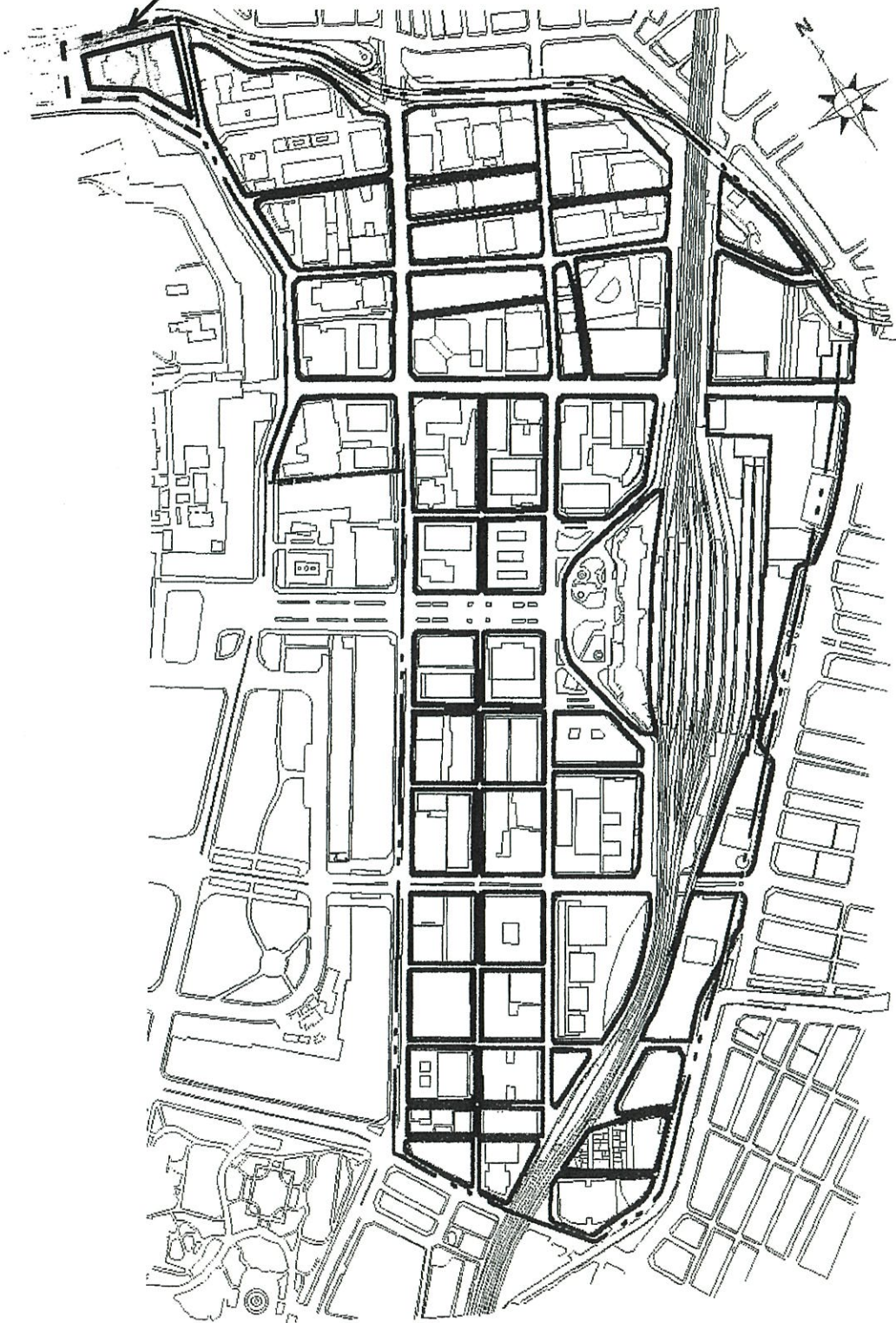
平成16年9月22日千代田区告示第96号のとおり

掲 示 承 認
第 258 号
期自平成18年9月21日 間至平成18年10月5日
取扱者

■ 地域ルールの対象地区

区域： 千代田区大手町1・2丁目、丸の内1・2・3丁目、有楽町1・2丁目
面積： 約120ha

「対象地区として拡大するエリア」



0 100 200
(m)

※赤枠内が対象地区、青枠が対象街区